

平成 25 年(2013 年)3 月 21 日

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係

TEL (011) 728-2111

申し込んだ覚えがないのに強引に健康食品を送りつける手口にご注意下さい！

「注文を受けた健康食品の用意が出来たので代引きで送る」などと突然電話がかかってきて、「申し込んだ覚えがない」と言うと、「申し込みを受けたからあなたの個人情報を知っている」「申し込み時の会話を記録しているので、裁判に訴える」などと説明し、強引に健康食品を送りつけられそうになったとの相談が昨年11月以降、急増しています。

今年度^{*}は115件の相談が寄せられていますが、契約当事者で分析すると60歳以上が107件と全体の93%を占めており、そのうち70歳代が53件（46.1%）と最も多く、80歳代以上が38件（33.0%）、60歳代16件（13.9%）となっています。高齢者がターゲットにされている状況が伺えますので、被害の拡大を防ぐためにも、周囲の方が気を配ることなども必要です。

※今年度の件数は、平成25年3月18日現在の数値

札幌市消費者センターからのアドバイス

- (1) 申し込んだ覚えがなければ、きっぱり断ること。
- (2) 断ったにもかかわらず、一方的に商品が送りつけられたら、受け取りを拒否すること。
- (3) 電話勧誘で断りきれず、購入してしまった場合には、法定契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。
- (4) クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、勧誘方法等に問題があれば解約できるケースもあるので、諦めずに消費者センターへ相談すること。
- (5) 不審に思うことがあれば消費者センターへ相談すること。

札幌市消費者センター消費生活相談室TEL728-2121。受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前9時から午後7時まで。ただし、面接相談は午後4時30分まで。

1 相談事例

- (1) 「注文を受けた健康食品を代引きで送るので、代金はその時支払ってほしい」と電話がきた。業者に申し込んだ覚えがないと言うと、業者は、私の氏名、住所、電話番号、生年月日を全て知っており、「申し込みを受けたからあなたの個人情報を知っている」と言われた。それでも身に覚えが無かったので断ったが、今日商品が届いたので受取りを拒否した。今後また、勧誘があった場合の対処方法を教えてほしい。

(受付：2012年11月 相談者：70歳代 女性)

- (2) 2カ月前に注文した健康食品の生産が出来たので代引配達すると電話があった。注文した覚えが無いので、注文した時期などを問いただすと相手は答えに困り、とぼけて電話を切った。万が一商品が届いた時の対処方法などを教えてほしい。

(受付：2012年12月 相談者：80歳代 男性)

- (3) 注文した健康食品の用意が出来たので代引配達すると電話があった。「注文していない」と言ったが、「会話を全部録音しているので、裁判をしたらあなたが負ける」と言われた。商品が送られてきたらどのように対処したらよいか。

(受付：2013年1月 相談者：70歳代 女性)

- (4) 高齢の母が、「注文を受けた健康食品を送ります」と電話がきて、注文を受けたと事業者が言っているので断れないと思い、商品を受け取ってしまったようだ。契約書面は同封されておらず、商品も未開封だが返品することは可能か。

(受付：2013年2月 相談者：50歳代 女性)

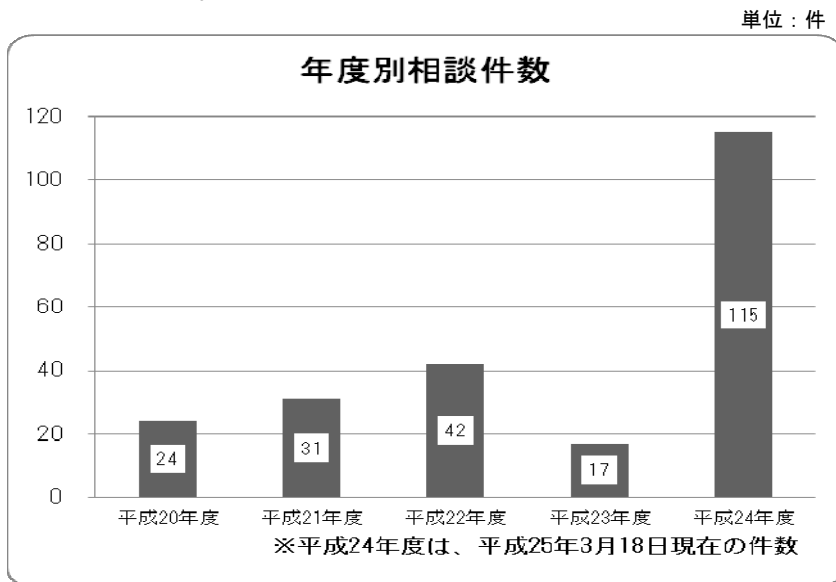
- (5) 母あてに「注文を受けた健康食品を送る」と電話がきた。「頼んだ覚えがない」と断ると「受注生産だから断れない」と言われ、相手から「後日代引きで送る」と一方的に言われ電話を切られた。近日中に健康食品が届くが、注文した覚えがないので断りたい。どのように対処したらよいか。

(受付：2013年3月 相談者：50歳代 女性)

2 相談件数等（（独）国民生活センターの平成24年11月1日報道資料による集計方法に準ずる）

(1) 年度別相談件数

相談件数は、平成23年度に一度減っていますが、今年度はすでに115件と昨年の約7倍となっており、そのうち11月以降で93件の相談が寄せられているので注意が必要です。



(2) 契約当事者年齢別構成

平成20年度以降、各年度ともに60歳以上の高齢者からの相談が多く全体に占める割合は7割強で推移し、直近2年については9割を超えている状況。

